

善意銀行預託金 払い出し事業

～ 地域を支える、縁の下の力持ちを応援します ～

募集期間

令和7年10月10日(金)～11月14日(金)



高槻市社協
イメージキャラクター
タッピー

市民の皆様から寄せられた寄付金を善意銀行として
お預かりし、皆様の温かいご厚情を福祉の向上に活か
していくため、ご寄付の一部を預託金として払い出し
しております。

地道で日常的な活動に取り組む地域住民グループ
や、斬新なアイデアで福祉活動を展開する福祉団体が
自主的に実施する地域福祉活動に対して、払い出しを
通して支援します。

申込方法等、詳細は裏面をご覧ください。

問い合わせ先(応募先) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 総務課
〒569-0065 高槻市城西町4番6号 高槻市地域福祉会館北棟1階
TEL／(072) 674-7496 FAX／(072) 661-4901

善意銀行預託金払い出しについて

1 対象となる事業

社会福祉の増進に貢献し、かつ多くの市民の利用に供し共感を得るもので、善意銀行の趣旨目的に沿って実施されると認められる事業が対象となります。

- (1) 高槻市民を対象に、市内で行う非営利な事業
- (2) 模範となる先駆的、開拓的な事業
- (3) 住民の身近な地域での福祉活動事業
- (4) 時代に即応した社会的課題の解決につながる事業 など

※なお、1 団体(グループ) 1 事業のみの申請とします。また、過去2年以内に払い出しを受けた団体(グループ)、同一事業の申請は対象外。

<これまでに払い出しを行った事業>

- ・子ども食堂等、子どもの居場所づくり
- ・学習支援、ひきこもり、不登校児への心理支援
- ・地域住民と障がいのある方との相互交流
- ・高齢者を主としたレクリエーション活動の費用
- ・認知症予防や発達障がい児のための支援活動費
- ・地域のお祭り（新規備品購入費用）
- ・映画会の上映と講演会 など

2 預託金払い出し対象団体

高槻市内において、社会福祉の推進を目的とする事業を日常的に行う福祉団体で、協議会会長が認めたものです。

- (1) 第 1・2 種社会福祉事業を行う団体
- (2) 本協議会の関係団体、グループ
- (3) 本協議会が適当と認める福祉団体、ボランティア・市民活動団体 など

3 預託金払い出し内容

- (1) 1 事業に対する払い出し額
1 事業につき、対象事業費総額の10 分の8 以内（上限：100 万円）
- (2) 令和7 年度
善意銀行預託金払い出し事業
払い出し総額：上限256 万円

4 応募について

- (1) 応募要項・申請書等の入手
本協議会事務局受付にて配布しています。（ホームページからもダウンロード可）
- (2) 応募方法
申込受付の際に申請内容の詳細をお聞きますので、所定の申請書等にご記入の上、お手数ですが下記の書類を事務局まで直接ご持参ください。
ア 払出申請書
イ 事業計画書
ウ 事業収支予算書
エ その他対象事業の詳細がわかる資料
- (3) 応募期間
10 月10 日（金）～11 月14 日（金）
受付時間 8:45 ～ 17:15
（土・日・祝日は除く）

○審査・選考の流れ

善意銀行等管理運営委員会にて選考



委員会の意見をもとに協議会会長が決定



決定後、善意銀行払出決定書により
申請者に結果を通知